

環境・エネルギー政策形成過程 における 市民参加の現状と提案

認定NPO法人 環境文明21

代表 藤村コノエ

2025.3.12環境省との意見交換会

1. 世界の動き

1. 環境と開発に関するリオ宣言（1992年）（第10原則） 全会一致で採択

環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。

2. オーフス条約（環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約）（1998年）

環境分野の市民参加条約で、国連欧州経済委員会（UNECE）のイニシアティブにより採択され、2001年に発効した。

「環境分野において、情報へのアクセスおよび意思決定への公衆参画の改善が、意思決定の質を高め、かつ、実施を促進し、環境問題についての公衆の意識の向上に寄与し、公衆がその懸念を表明する機会を提供し、そのような懸念に対して公的機関の適切な考慮を可能にすることを認識し、それにより、意思決定における説明責任と透明性を向上させ、環境に関する決定への公衆の支持を高めることを意図して、政府のすべての部門での透明性の確保が望ましいことを認識し、立法機関に対して立法過程においてこの条約の原則を実行するよう要請し・・・」 オーフス・ネット訳より抜粋

3. SDGsにおける市民社会組織の役割（2015年）

特に目標16、17

2. 国内法での位置づけ

【環境基本法】

第二章 第二節 環境基本計画

第十五条 3 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第二章 第五節 国が講じる環境の保全のための施策等

(環境の保全に関する教育・学習等)

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条

【エネルギー政策基本法】

(エネルギー基本計画)

第十二条の3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

(政策形成への民意の反映等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

2 国民、民間団体等は、前項に規定する政策形成に資するよう、国又は地方公共団体に対して、政策に関する提案をすることができる。

※当初法律「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」

(平成15年)には、この項目はなかったが、改正案に向け、環境文明21はじめNPOが働きかけた結果、この項目が入った

市民、民間団体の参加を保障する制度はないに等しい！！

3. 参加の現状

～今回の温対計画、エネ基本での記述例から～

【温対計画】

・地球温暖化防止活動への参加等

「・・・地球温暖化対策に関する議論に積極的に参画・意見表明するとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換（デコ活環境教育の推進）、・・・サーキュラーエコノミーへの移行理の推進、・・・森林づくりや都市緑化などの緑化運動等、地球温暖化対策に資する各主体が行う様々な活動に積極的に参加するなど・・・」



政策形成過程への参加については記載なし

【エネルギー基本計画】

- ・自分事としての行動変容
- ・情報開示を徹底し
- ・エネルギー教育
- ・政策立案プロセスの透明化と双方向のコミュニケーションの充実
「審議会等を通じた政策立案のプロセスについて、最大限オープンし、透明性を高めていく」
「全国各地で丁寧な対話を深めることが重要であり、こうした取り組みを進めていく」
「若者を含む幅広い層とのコミュニケーションを充実させていく必要がある」



政策形成過程への参加については記載なし
対話やパブコメなどの意見をどう反映させるかなどの記載もなし

4. 参加の効果

(課題設定段階)

- ・現場で何が問題になっているか、解決のために何が必要かの把握が的確にできる
- ・解決が求められる課題の政策化が進む
- ・新たな価値が注入される
- ・政策の選択肢の幅が広がる

(政策内容検討・立案段階)

- ・政策の選択肢が増え政策の質が向上する
- ・より実効性のある政策が立案され易くなる
- ・会議の公平性・透明性が確保される
- ・建設的な議論が可能になる
- ・審議プロセスが透明化し情報公開が進む
- ・環境NPOの能力が鍛えられる
- ・参加意識・当事者意識が高まり実効性が上がる

(決定段階)

- ・決定プロセスが透明化する
- ・政策の質が向上する
- ・国会が国民に開かれたものになり政治への関心が高まる

引用：「わが国の環境政策形成過程への環境NPOの参加の有効性と制度化に関する研究」

5. 市民団体からの提案

【グリーン連合の提案】

- ・「環境・エネルギー政策にもっと市民の意見の反映を」（2020年）
- ・その他、炭素税（2019）、汚染水問題（2021）、第6次エネ基（2021）などに対する提案の際にも、必ず、実質的な市民参加を提案

【環境文明21の提案 「憲法に環境（持続性）原則の導入を」】

三の二条（国の責務と国民の参画）「国は、いかなる政策を立案・実施する場合にあっても、環境の保全を優先し、人と環境が調和した持続可能な社会の構築を目指すとともに、その過程において、国民の学びと参画を保障しなければならない。」

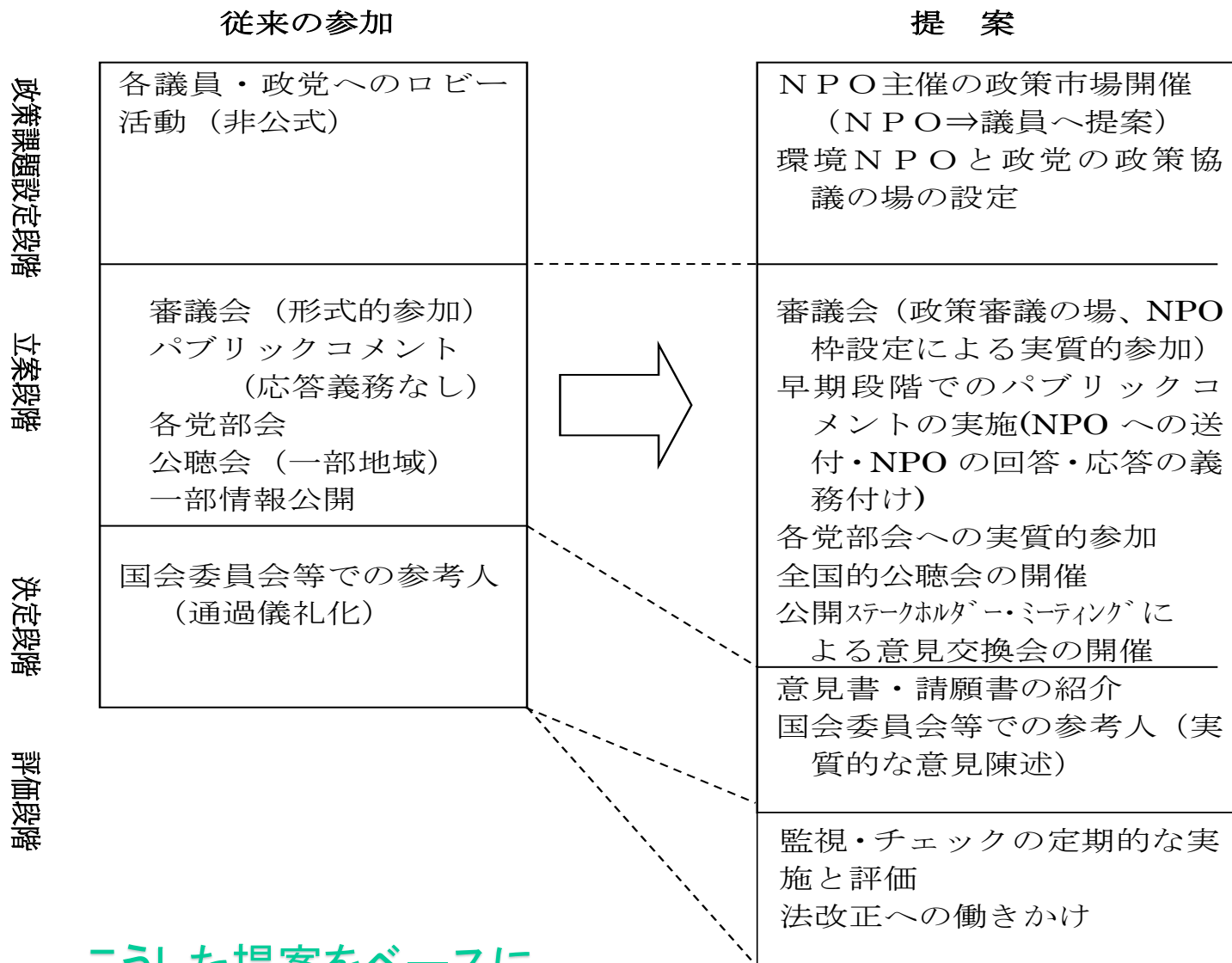
【まっとうな日本の気候政策を創ろうグループの温対計画・エネ基への提案】

1. 国民不在の気候・エネルギー政策形成プロセスは問題

全ての国民生活に大きな影響を与えるとともに、多くの省庁の政策に関わる気候・エネルギー政策であるにもかかわらず、経産省主導による一部の産業の利益を優先する政策が、国民不在の中で、政策評価もされないままに、短期間の議論で決定されるこれらの政策形成プロセスは民主主義国家として問題である。国レベルでの気候市民会議の開催など国民各層の意見を広く聞き、政策に反映させる市民参加制度と、政策を公正に評価し、より良い政策に転換する新たな仕組みを導入すべきである。

【オーフス・ネット 環境基本法改正案の提案】 2023年1月の意見交換会で

【参考】参加のプロセスの試案



こうした提案をベースに
議論の開始を!

作成 藤村コノエ